

富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費補助金交付要綱

平成26年6月6日

告示第473号

静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)第22条の規定に基づき、富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費補助金交付要綱を次のように定める。

富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、世界文化遺産に登録された富士山の保全を図るため、世界遺産区域において富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業を行う非営利団体及び市町(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の地方公共団体の組合(都道府県の加入するものを除く。))を含む。以下本則及び別表において同じ。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「世界遺産区域」とは、富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯の区域(三保松原に係る区域を除く。)並びに保全管理区域であって、静岡県の区域内に存するものをいう。

(2) この要綱において「不法投棄廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第16条の規定に違反して世界遺産区域内に投棄された産業廃棄物(法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。)であって、当該産業廃棄物を投棄した者が明らかでないこと、その者が死亡していることその他の理由により撤去される見込みのないものをいう。

(3) この要綱において「富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業」とは、不法投棄廃棄物を撤去し、処理する事業(産業廃棄物処理業者(法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。)又は市町に委託して処理する事業を含む。)であって、知事が認めるものをいう。

(4) この要綱において「非営利団体」とは、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体(法人格を有しない団体にあつては、代表者を定め、かつ、組織及び運営に関する規約を定めているものに限る。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

第3 補助の対象及び補助率(額)

別表のとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書(様式第1号)
- イ 補助金所要額調書(様式第2号)
- ウ 事業計画書(様式第3号)
- エ 収支予算書(様式第4号)
- オ 補助対象経費に係る見積書
- カ 事業実施予定場所の位置図
- キ 写真(廃棄物の状況がわかるもの)
- ク その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。

(ア) 事業の対象となる廃棄物の撤去の方法の変更

(イ) 事業の対象となる廃棄物の処理の方法の変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(総事業費の20%以下の変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書(様式第5号)
- イ 補助金変更所要額調書(様式第2号)
- ウ 変更事業計画書(様式第3号)
- エ 変更収支予算書(様式第4号)
- オ その他知事が必要と認める書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書(様式第6号)

- イ 補助金収支精算書(様式第2号)
- ウ 事業実績書(様式第3号)
- エ 収支決算書(様式第4号)
- オ 補助対象経費に係る領収証の写し
- カ 事業実施場所の位置図
- キ 写真(活動の様子及び実施後の現場の状況がわかるもの)
- ク 産業廃棄物管理票の写し
- ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日(第5(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日)又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第7号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報

告書(様式第8号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日告示第279号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のそれぞれの告示(第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第39号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号から第69号までに掲げる告示を除く。)の規定及び様式は、令和3年度分の補助金等から適用する。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表

補助の対象		補助率(額)
対象経費	事業主体	
富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業に要する次に掲げる経費	市町	左に掲げる経費の2分の1以内とし、別に定める額を限度とする。
1 不法投棄廃棄物の撤去費のうち次に掲げる経費		
(1) 撤去に係る委託費(以下「撤去委託費」という。)		
(2) 重機又は車両の借上料		
(3) 重機の操作者又は車両の運転手の日当	非営利団体	左に掲げる経費の10分の10以内とし、別に定める額を限度とする。
(4) その他知事が必要と認める経費		
2 不法投棄廃棄物の処理費のうち次に掲げる経費		
(1) 処理に係る委託費(以下「処理委託費」という。)		
(2) その他知事が必要と認める経費		

様式第1号(用紙 日本産業規格A4縦型)

富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地
名称
代表者 氏名
(市町にあつては、市町長 氏名)

年度において富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 ー 円 = 円
- 2 事業の目的

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人(カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

補助金所要額調書(補助金変更所要額調書、補助金収支精算書)

名称 _____

区分		対象経費 支出(予定)額	補助所要額	補助交付決定額	補助受入済額	差引過不足額 (B - D)
		A	B	C	D	E
不法投棄 廃棄物の 撤去費	撤去委託費	円	/	/	/	/
	重機の借上料	円				
	車両の借上料	円				
	重機の操作者 等の日当	円				
	その他の経費	円				
不法投棄 廃棄物の 処理費	処理委託費	円				
	その他の経費	円				
合計		円	円	円	円	円

(注)

- 1 補助金変更所要額調書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。
- 2 「重機の借上料」、「車両の借上料」又は「その他の経費」のA欄については、別紙「対象経費支出予定額内訳(対象経費変更支出予定額内訳、対象経費支出額内訳)」を作成すること。
- 3 補助金所要額調書の場合は、「合計」のC、D及びE欄は斜線を引くこと。

別紙(用紙 日本産業規格A4横型)

対象経費支出予定額内訳(対象経費変更支出予定額内訳、対象経費支出額内訳)

1 重機又は車両の借上料

	重機又は車両の種類	使用用途	借上台数	借上日数	借上単価	借上金額
重機の借上げ			台	日	円	円
			台	日	円	円
			台	日	円	円
合計			台			円
車両の借上げ			台	日	円	円
			台	日	円	円
			台	日	円	円
合計			台			円

2 その他の経費

	項目(経費の種類、用途等)	積算
撤去費		
	合計(対象経費支出(予定)額)	円
処理費		
	合計(対象経費支出(予定)額)	円

(注)

- 1 対象経費変更支出予定額内訳の場合は、変更前の内訳を上段に括弧書きし、変更後の内訳を下段に記載すること。
- 2 「借上金額」欄の合計は、補助金所要額調書(補助金変更所要額調書、補助金収支精算書)のA欄と一致すること。
- 3 「車両の借上げ」の「使用用途」欄には、ボランティア等の人員の搬送、廃棄物の運搬等を記載すること。
- 4 「合計(対象経費支出(予定)額)」欄の金額は、補助金所要額調書(補助金変更所要額調書、補助金収支精算書)のA欄と一致すること。

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

事業名			
事業実施(予定)期間			
事業実施(予定)場所			
事業 内 容	廃棄物の種類及び 撤去(予定)数量		
	団体名及びその人数 (うち重機の操作者等の人数)	(重機の操作者 人)(車両の運転手 人)	
	撤去の方法 (使用する重機の種類、委託先等)		
	処理の方法	収集運搬委託先 の 名 称	
		処分委託先 の 名 称	
そ の 他			

(注)

- 1 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
- 2 「処理の方法」の「その他」の欄については、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に委託する場合以外の処理の方法について、記載すること。

様式第4号(用紙 日本産業規格A4縦型)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予 算 額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区分	予 算 額 (変更予算額) (決算額)	(予 算 額)	比較		備考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

様式第5号(用紙 日本産業規格A4縦型)

富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地
名称
代表者 氏名
(市町にあつては、市町長 氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

様式第6号(用紙 日本産業規格A4縦型)

実績報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地
名称
代表者 氏名
(市町にあつては、市町長 氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた富士山麓不法投棄廃棄物
撤去事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第7号(用紙 日本産業規格A4縦型)

請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた富士山麓不法
投棄廃棄物撤去事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地

名称

代表者 氏名

(市町にあつては、市町長 氏名)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第8号(用紙 日本産業規格A4縦型)

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地
名称
代表者 氏名
(市町にあつては、市町長 氏名)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) 金 円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名